

平成 21 年 3 月 13 日

バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」等に係る市中協議文書に対するコメント

全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会から今年 1 月 16 日に公表された市中協議文書「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」、「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」、および「バーゼルⅡの枠組みの強化案」に対してコメントする機会を与えられたことにまず感謝の意を表したい。

本件が検討されるにあたり、われわれは以下のコメントがバーゼル委員会におけるルール最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総 論】

今回の市中協議に付されている「バーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」（一部改訂案）、「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」（ガイドライン案）および「バーゼルⅡの枠組みの強化案」（枠組強化案）は、一昨年夏に始まった金融危機への対応策としてバーゼルⅡの枠組みの強化を図るために策定されたものと理解し、その重要性・必要性については十分に理解している。

今回のマーケット・リスク規制の枠組みの一部改訂は、大幅な損失発生の要因に対して予め安定的な所要自己資本賦課を求めたものであり、G20 をはじめとした国々・地域における国際的な金融規制・監督の観点から、さらなる資本賦課を求めるための速やかな措置が急務であることも理解している。

今回の提案では、個別リスク・一般市場リスクともに、ストレスのかかった VaR（ストレス VaR）の計算を求めている。われわれは、同じ目的を達成することができるのであれば、一般市場リスクについては、リスク特性の相違や適用の容易性等を踏まえ、ストレス VaR ではなく別の対応（例えば、「追加的な掛目」を乗じることによるもの）も検討に値すると考える。バーゼル委員会においては、国際的な統一ルールとして各国・地域の金融機関への影響の公平性を

確保するうえで、十分な影響度調査を行ったうえで、新しい措置を導入することを求めたい。同時に、望ましいリスク管理のあり方は常に進展していくことに鑑みれば、いったん決めたルールであっても見直すことができる余地は残していただきたい。

【各 論】

1. ストレスのかかった VaR (ストレス VaR) の算出の扱い (一部改訂案 パラグラフ 718(Lxxvi) (i) (j))

(1) 一般市場リスクにおけるストレス VaR の扱い

われわれは、追加的な資本賦課の必要性、大幅な損失発生 of 要因 (証券化商品を含めた「個別リスク」部分) に対して予め安定的な所要自己資本賦課を求めることの必要性は理解している。また、G20 をはじめとした国際的な金融規制・監督の観点からさらなる資本賦課を求めるための速やかな措置が急務であるため、今回の見直し案が提示されたものと理解している。

このような状況下、今回の提案では、今般の金融混乱で「トレーディング勘定における想定を越えた損失が発生したこと」を踏まえ、個別リスク・一般市場リスクともに、ストレス VaR を新たに算出することが求められた。

これに対し、これまでの経緯を振り返ると、バーゼル委員会での追加的リスク (ないし追加的デフォルトリスク) の議論では、個別リスクに対する追加的資本賦課について議論が行われてきたと理解している。

今回の提案で、これまで議論の対象とはなっていなかった一般市場リスクについてもストレス VaR による資本賦課が求められていることについては、われわれは、その導入にあたっては十分に詳細な検証が必要と考える。

これは、個別リスクと一般市場リスクとは先験的に同様に扱えるものと考えられるのではなく、十分にそれぞれのリスク特性を踏まえた対応が必要と考えるためである。すなわち、一般市場リスクは、個別リスクと比べて個別性・ファットテール性が低いという性質があるため、例えば、従来より長めにテールをとれば、一定の保守性が確保されると考えている。

つまり、一定の仮定の下では、信頼区間や保有期間は定数倍による調整が可能であることを鑑みれば、「追加的な掛目」を乗じるといった調整を加えること (=マルチプリケーション・ファクターを引き上げること) によっても達成可能である。

われわれは、以下の2つの理由から、「追加的な掛目」方式は、ストレス VaR 方式と比べても、選択肢として劣ったアプローチではないと考える。

第1に、各国当局の規制監督において、多くの金融機関で VaR によるリスク管理の高度化・精緻化が進められてきている中で、ストレス VaR のような大雑把なリスク量を追加計上する対応がとられた場合、各行の VaR によるリスク管理高度化のモチベーションが低下しかねない、つまり、将来のリスク管理高度化へのインセンティブを減じる懸念がある。そもそもの VaR の位置付け（＝損失額に備えた資本バッファを確保）との整合性に照らしても、中途半端な概念の導入は将来のリスク管理高度化に禍根を残すことにもなる。

第2に、「追加的な掛目」では、プロシクリカリティを若干増幅させる可能性はあることは否定しないものの、将来のより大きいイベントへの対応面やストレス VaR 計算に要する各種パラメータの見直しといった煩雑さがないというメリットも強調したい。

なお、具体的な「掛け目」の設定は、今後実施される影響度調査の結果を踏まえ決めていただきたい。2007年～2008年の市場変動にもとづく影響度調査の結果を踏まえることで、適切な「掛け目」を設定し安定的な資本賦課という目的を達成できると考える。

(2) ストレス VaR の観測期間の設定（一部改訂案 パラグラフ 718(Lxxvi)(i)）

上述の通り、われわれは、ストレス VaR とは別の方法を提案するものの、ストレス VaR の枠組みが仮に導入される場合の論点を以下に述べることにしたい。

まず、パラグラフ 718(Lxxvi)(i)では、バーゼル銀行監督委員会は、ほとんどのポートフォリオでは、2007年～2008年にかけての24か月間がそのようなストレス期であったという考えを踏まえ、その期間から12か月を選定することとしているが、その期間は銀行が設定した連続した期間でよいことを確認させていただきたい。

また、グローバルに活動する金融機関にとっては、各国当局で万一、定義が異なる場合、システム対応および各国のルールにもとづく個別対応コストが膨大となる。このため、各国当局宛の定期報告では、母国で採用する観測期間をグローバルベースで統一して利用できることを確認したい。

最後に、提案されている「ストレス VaR」の「ストレス」とは、第2の柱で用いている概念および内部のリスク管理上の概念とは異なるものと理解してい

る。同じ概念ではないことを明確にするためにも、少なくとも「ストレス」といった表現は使わない方が実務的な混乱が生じないを考える。

2. トレーディング勘定での証券化商品の扱い(一部改訂案 パラグラフ 712(iii) (iv)、枠組強化案 パラグラフ 565)

トレーディング勘定の証券化エクスポージャーに係る個別リスクの計測手法に関しては、バンキング勘定とほぼ同様の扱いとすることが提案されているが、以下の3点について、要望・確認したい。

一部改訂案のパラグラフ 712(iii)のリスク・ウェイト表は、信用リスクの標準的手法ないしマーケット・リスクの標準的方式を適用している銀行に対して、一方、パラグラフ 712(iv)は、信用リスクの内部格付手法とともにマーケット・リスクで内部モデル方式を適用している銀行に適用されることとなっている。

1点目は、内部格付手法を採用している銀行の場合には、内部管理との整合性を踏まえ、マーケット・リスクの適用手法によらず、パラグラフ 712(iv)が適用できるようにしていただきたい。これは、今回の一部改訂案が、トレーディング勘定の証券化エクスポージャーについても銀行勘定と同様の資本賦課をかけることを意図していることと矛盾しない取り扱いと考える。

2点目は、上記が認められず、パラグラフ 712(iv)の規定が内部格付手法とともにマーケット・リスクで内部モデル方式を適用している銀行に適用される場合には、マーケット・リスクのうち一般市場リスクだけに内部モデル方式を利用している場合でも、適用できることを確認したい。

最後に、バーゼルⅡ枠組文書の証券化エクスポージャーに係るパラグラフ 609 (適用手法のヒエラルキー構造)では格付準拠方式、当局設定関数方式、内部評価手法(ABCP(裏付資産を担保としたコマーシャル・ペーパー)プログラムが対象)が認められている。このことから、一部改訂案で提案されているパラグラフ 712(v)の規定に関しても、パラグラフ 609を踏まえ、信用リスクの内部格付手法の承認を得ることを前提として、トレーディング勘定で保有するABCPに内部評価方式(IAA)の適用を可能としていただきたい。

以 上